

保育施設部会の設置について

1 設置目的

市立保育園施設の老朽化対策として、保育施設の整備・保全等、改修計画の検討するため

2 設置根拠等

小金井市公共施設等総合管理計画策定推進本部設置要綱第5条の規定に基づく作業部会として「保育施設部会」を設置する。

3 部会構成

部会長 子ども家庭部長

部会員 企画政策課長、公共施設マネジメント推進担当課長、コミュニティ文化課長、自立生活支援課長、建築営繕課長、保育課長、保育施策調整担当課長

4 検討内容

- (1) 保育園の整備・保全等に関する検討
- (2) 保育園に関する改修計画の検討